



# NS グループ株式会社

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条 (商号)

当社は、NS グループ株式会社と称し、英文では NS Group, Inc. と表示する。

#### 第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること並びに次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 債務保証業務
- (2) 信用保証業務
- (3) 金銭債権の買取及び総合管理業
- (4) 市場調査・信用調査業
- (5) 経営コンサルタント業
- (6) 集金代行業
- (7) 一般受託計算業務
- (8) 情報処理及び情報提供サービス業
- (9) 不動産の売買、仲介、管理、賃貸
- (10) 輸入洋品雑貨及び宝石、貴金属の販売
- (11) 自動車の販売、修理、リース
- (12) ホームページの企画、製作並びにコンピューターソフトの企画、製作、販売
- (13) 古物の売買及びその受託販売
- (14) 各種損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (15) 前各号に附帯関連する一切の業務

#### 第 3 条 (本店所在地)

当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

#### 第 4 条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

#### 第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法とする。

### 第 2 章 株 式

#### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、208,622,400 株とする。

#### 第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第9条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人にこれを委託し、当社においては取り扱わない。

#### 第10条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第11条（株主総会の招集）

1. 定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3箇月以内にこれを招集する。
2. 臨時株主総会は、必要ある場合には、いつでも、これを招集することができる。

#### 第12条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### 第13条（株主総会の招集権者及び議長）

1. 法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

#### 第14条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条（株主総会の決議方法）

1. 法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数3分の2以上をもって行う。

第 16 条（株主総会の議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合において、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 12 名以内とし、当会社の監査等委員である取締役は 3 名以上とする。

第 19 条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議については、累積投票を行わない。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第 20 条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 21 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から 1 名以上の代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役その他の役付取締役を選定することができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

#### 第 23 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の 5 日前までに發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について招集手続を省略することができる。

#### 第 24 条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行ふ。
2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合には、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 第 25 条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第 26 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当社の本店に備え置く。

#### 第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して、株主総会の決議によって定める。

#### 第 29 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であつたものを含む。）の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

#### 第 30 条（取締役との責任限定契約）

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

#### 第 31 条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し会日の 5 日前までに發する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、特定の監査等委員会について招集手続を省略することができる。

#### 第 32 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した当該監査等委員の過半数をもって行う。

#### 第 33 条（監査等委員会議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席監査等委員がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

#### 第 34 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

#### 第 35 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。ただし、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容は、監査等委員会が決定する。

#### 第 36 条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合には、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 37 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

#### 第 38 条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第 423 条第 1 項の会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第 7 章 会 計

#### 第 39 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月末日までの 1 年とする。

#### 第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

#### 第 41 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前二項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

#### 第42条（配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合において、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときには、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には、利息を付さない。

#### （附則）

#### 第1条（電子提供措置等の効力発生時期）

第14条（電子提供措置等）の規定は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式をいう。）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則第1条は、効力発生日をもって、自動的に削除されるものとする。

以上